

株式会社スリーモーション デイサービスきずな

地域密着型通所介護及び通所型サービス（独自）運営規程

（事業の目的）

第1条

この規定は、株式会社スリーモーションが開設する、デイサービスきずな（以下「事業所」という）が行なう地域密着型通所介護及び通所型サービス（独自）（以下「事業」という）の適切な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者」という）に対し、適正な地域密着型通所介護及び通所型サービス（独自）を提供する事を目的とします。

（運営方針）

第2条

1. 事業所は、利用者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行うことを運営方針とします。又、利用者の自立を支援し、生活の質が向上するよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び生活機能訓練を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけをすることにより、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うものとします。
2. 事業の実施に当たっては、区市町村地域の保健医療サービス及び福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
3. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
4. 事業所は、地域密着型通所介護及び通所型サービス（独自）を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他、必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。
（市町村介護事業計画の作成等のための調査及び分析等。）
5. 事業所は、地域密着型通所介護及び通所型サービス（独自）を提供するに当たり、衛生面の管理を行い安心安全な食材で食事を調理し提供します。

6. 事業所は、地域密着型通所介護及び通所型サービス（独自）を提供する従業者は、常にゆとりを持ったサービスを心がけ少人数ならではの個別サービスプログラムに力を入れていきます。
7. 事業所は、地域密着型通所介護及び通所型サービス（独自）を提供するに当たり、利用者の希望を可能な限り尊重し、趣味等を柔軟に行える体制を確保していきます。
8. 事業所は、地域密着型通所介護及び通所型サービス（独自）を提供するに当たり、食品衛生及び防災管理等、利用者の安全に留意していきます。

（事業所等の名称等）

第3条

事業所の名称及び所在地は、次の通りとします。

- (1) 名称 デイサービスきずな
- (2) 所在地 千葉県大網白里市経田 70-13

（職員の職種・員数・職務の内容）

第4条

主たる事業所に勤務する従業者の職種・員数・職務内容は次の通りとします。

（但し、地域密着型通所介護及び通所型サービス（独自）に勤務する職員は兼務とする）

1. 管理者 1人
管理者は、事業計画の作成、事業所の従業者の管理、地域密着型通所介護及び通所型サービス（独自）の利用申し込みに係わる調整、地域密着型通所介護計画及び通所型サービス（独自）計画の作成、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行います。
2. 生活相談員 1人以上
生活相談員は、利用者及び家族からの相談に応じるとともに、従業者に対する技術指導、各関係機関との連絡調整を行います。
3. 機能訓練指導員 1人以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
4. 介護職員 1人以上
介護職員は、利用者の健康チェック、移動、着替え、入浴、排泄、食事等の介助及び援助を行います。

(営業日及び営業時間)

第5条

- (1) 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとします。
- (2) 営業日 月・火・水・木・土・祝祭日
- (3) 定休日 金曜日 日曜日 年始(1月1日、1月2日、1月3日)
- (4) 営業時間 午前8:00～午後17:30
- (5) サービス提供時間 午前9:00～午後16:15
- (6) 利用定員 8名

(地域密着型通所介護及び通所型サービス(独自)のサービス内容)

第6条

地域密着型通所介護及び通所型サービス(独自)のサービス内容は、次に挙げるもののうち、必要と認められるサービスを行うものとします。

1. 総合的な地域密着型通所介護の提供
2. 健康チェックの実施
3. 入浴介助
4. 排泄介助
5. 機能訓練
6. 食事サービス・おやつの提供
7. アクティビティ・レクリエーションの提供
8. 生活相談業務の提供
9. 苦情・相談窓口の設置
10. 送迎サービスの提供
11. 外出訓練の提供
12. 年間行事の提供

(サービス提供の留意事項)

第7条

1. 地域密着型通所介護及び通所型サービス(独自)の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者及び家族に対し、サービス提供方法について、理解しやすいように説明を行います。
2. 利用者及び家族に対し、本規定の概要、その他、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申し込みの同意を得ます。
3. 正当な理由なく地域密着型通所介護及び通所型サービス(独自)の提供を拒むことはできない。実施地域等を勘案し、自ら適切な居宅サービスを提供する事が困難であると認めた場合には、他の事業所の紹介、その他、必要な措

置を講じます。

4. 居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿った地域密着型通所介護及び通所型サービス（独自）を提供します。

（地域密着型通所介護計画及び通所型サービス計画の作成等）

第 8 条

1. 地域密着型通所介護及び通所型サービス（独自）の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族・介護者の状況を十分把握し、「居宅サービス計画書」、「介護予防サービス・支援計画表」に沿った、地域密着型通所介護計画及び通所型サービス計画を作成します。
2. 地域密着型通所介護計画及び通所型サービス計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得ます。
3. 利用者に対し、地域密着型通所介護計画及び通所型サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行います。

（利用料等及び支払の方法）

第 9 条

1. 地域密着型通所介護及び通所型サービス（独自）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
2. 前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。
 - (1) 昼食代 1食 600 円（おやつ代込）
 - (2) 尿取りパット代 1枚 50 円
 - (3) リハビリパンツ・オムツ代 1枚 150 円
 - (4) 洗濯代 1回 150 円
 - (5) 新型コロナウイルス単体キットの実施代 1回 1,600 円
（キット代、グローブ代、防護キャップ代、防護エプロン代含む）
実際に使用した判定キットは家族、入居している施設の責任者、家族ではないが代理人となっている方が確認できるよう、判定キットに実施日、実施時間を記載し持ち帰っていただき確認していただく。
 - (6) 新型コロナウイルス＋インフルエンザキットの実施代 1回 2,350 円
（キット代、グローブ代、防護キャップ代、防護エプロン代含む）

実際に使用した判定キットは家族、入居している施設の責任者、家族ではないが代理人となっている方が確認できるよう、判定キットに実施日、実施時間を記載し持ち帰っていただき確認していただく。

(7) 2 時間未満のサービス料金代 1 回 2,000 円

体調不良等で 2 時間以内に帰宅された場合に適用されます。

厚生労働大臣が定める基準において 2 時間未満のサービス提供についての取り決めがなく介護保険給付ができないため。

(8) 第 11 条の通常の事業の実施地域を越えて行う地域密着型通所介護及び通所型サービス（独自）に要した交通費は、その実費を徴収します。

通常実施地域を越えた地点から 1 k mにつき 20 円を徴収する。

(9) その他、地域密着型通所介護及び通所型サービス（独自）の提供において提供される便宜のうち、日常生活において必要な費用であって、その利用者に負担させる事が適当と認められる費用は、実費にて徴収します。

① 利用者の希望により購入する共有娯楽費。

② アクティビティーサービスにおける材料費等。

(10) キャンセル料

① 本事業所の営業時間当日朝 8 時までにご連絡いただいた場合は、無料。

② 当日朝 8 時より後にご連絡いただいた場合は、当日の昼食代 600 円を徴収します。

(11) 第 2 項の（1）から（10）までの費用の支払を受ける場合には、利用者及び家族に対して事前に契約書及び重要事項説明書にて説明したうえで、署名もしくは記名及び捺印を受けるものとします。

（利用料金の変更）

第 10 条

事業所は、利用者に対し 1 ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料金の増額又は減額を申し入れることができます。

1. 地域密着型通所介護の算定単位数は、厚生労働大臣が定めるものであり介護保険法令の改定により、算定単位数が増減又は減額されることがあります。
2. 「重要事項説明書第 11 条」に定める介護保険給付対象外のサービスの利用料は「重要事項説明書第 1 条」に定める事業者の判断により、増減又は減額を申し入れることができます。
3. 利用者が料金の変更を承諾する場合には、新料金に基づく重要事項別紙を 2 通作成し、「利用者及び家族」、「事業者及び事業所」が署名もしくは記名及び捺印のうえ 1 部ずつ保有し、重要事項別紙の締結とさせていただきます。

4. 利用者が料金の変更を承諾しない場合には、事業所に対して文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(通常の事業の実施区域)

第 11 条

通常の事業の実施区域は大網白里市。他、地域は各市町村との協議による。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 12 条

1. サービスの利用にあたって主治医からの指示事項がある場合には、必ず事業所に申し出ることとします。
2. 利用に当たって体調不良等により地域密着型通所介護及び通所型サービス（独自）に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがあります。
3. 利用者及び家族はこの内容を十分にご理解ください。

(緊急時における対応方法)

第 13 条

1. 従業者は、サービス実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。
2. サービス実施中に、天災その他の災害が発生した場合には、利用者の避難等の措置を講ずる他、管理者に連絡の上、その指示に従うものとします。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第 14 条

1. 地域密着型通所介護及び通所型サービス（独自）の提供に当たり、事故が発生した場合には、速やかに当該利用者の家族、主治医、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者、当該保険者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
2. 事故発生後は、事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じるとともに、従業者へ周知徹底する体制を整備します。
3. 地域密着型通所介護及び通所型サービス（独自）の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
ただし、事業所の責めに帰すべからず事由による場合には、この限りではない。
4. 事業所は、前項の損害を賠償するために、損害賠償責任保険に加入します。

(非常災害対策)

第 15 条

1. 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、避難訓練等、その他必要な訓練を次の通りに行なうとともに必要な設備を整えます。
2. 事業所は前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努めます。
3. 非常災害が発生した直後は、家族との連絡が取りづらい状況となります。

災害発生後、地域密着型通所介護及び通所型サービス（独自）の提供が困難と判断した場合には、家族と連絡が取れる方から順にご自宅へお送りします。

尚、家族と連絡が取れず事業所所在地に避難指示及び建物の中いるのが危険と判断した場合には、避難場所となっている大網東小学校へ従業員とともに避難します。

その後、家族と連絡が取れる方から順にご自宅へお送りします。

尚、状況により大網東小学校まで家族に迎えに来ていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 防火責任者 | 管理者もしくは生活相談員 |
| (2) 防災訓練 | 年 1 回 |
| (3) 避難訓練 | 年 1 回 |

(衛生管理及び従業員等の健康管理等)

第 16 条

1. 地域密着型通所介護及び通所型サービス（独自）に使用する備品は、清潔に保持し、定期的な消毒を実施し、常に衛生管理に十分留意するものとします。
2. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を、おおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
 - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。
3. 従業員に対し、感染症等に関する基礎的知識の取得に努めるとともに、年 1

回以上の健康診断を受診させるものとします。

(個人情報の保護)

第 17 条

1. 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのガイドライン」遵守し適切な取扱いに努めます。
2. 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

(秘密保持等)

第 18 条

1. 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び家族の機密を他の第 3 者へ漏洩してはならない。(以下「守秘義務」という。)ものとします。
2. 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(苦情処理)

第 19 条

事業所は、提供した地域密着型通所介護及び通所型サービス（独自）に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者をおき、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとします。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、次の措置を講じるものとします。

1. 虐待の防止に関する責任者の選定を行います。
2. 虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します。
3. 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
4. 虐待防止のための指針を整備します。

5. 虐待を防止するための研修を定期的に実施します。
6. 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備に努めます。
7. 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者。）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

(1) 虐待防止委員会の責任者	管理者
(2) 虐待防止に関する研修の開催	年 2 回

（地域との連携など）

第 21 条

1. 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
2. 地域密着型通所介護及び通所型サービス（独自）の提供に当たっては、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、本事業が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定地域密着型通所介護及び通所型サービス（独自）について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。
3. 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとします。

（業務継続計画の策定等）

第 22 条

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護及び通所型サービス（独自）の提供を継続的に実施します。又、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

（認知症介護基礎研修および従業員への教育）

第 23 条

1. 事業所は、地域密着型通所介護及び通所型サービス（独自）従業者（看護師、

准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係わる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

2. 従業者の質的向上を図るための研修機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備します。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

(その他の運営についての留意事項)

第24条

1. 事業所は、適切な地域密着型通所介護及び通所型サービス(独自)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
2. この事業を行う上で必要な書類を整備します。
3. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、代表取締役と管理者との協議に基づき定めるものとします。

附則

この規定は、平成24年8月1日から施行する。

平成24年8月29日から施行する。

平成25年1月10日から施行する。

平成25年5月10日から施行する。

平成25年11月1日から施行する。

平成25年12月4日から施行する。

平成27年7月7日から施行する。

平成27年8月31日から施行する。

平成28年4月1日から施行する。

令和2年9月28日から施行する。

令和6年6月1日から施行する。

令和6年4月1日から施行する。

令和7年3月1日から施行する。

令和7年12月1日から施行する。

令和8年2月1日から施行する。

令和8年5月1日から施行する。

令和8年9月1日から施行する。